

生活環境に関する困りごとQ&A



※快適な環境の中で生活していただくためには、市民の皆様ひとりひとりが身近なことから取り組むことが大切です。

このご案内には日進市環境課にお問い合わせやご意見が多く寄せられる項目について、まとめていますのでご活用ください。(その他詳細については市ホームページをご確認いただくか、下記の項目別に記載している連絡先までお問い合わせください。)

★日進市は「持続可能な社会の実現」のためにESDを推進しています。

ESDとは、大切な地球のために、みんなの未来が幸せになるように日ごろから意識し、行動を始めたり、また、行動の変容をもたらす学びのことです。

★日進市はESDを推進することでSDGsの達成に貢献します。

市民の皆様ひとりひとりが身近なところから意識したり、行動することで地域、日本、世界全体が、持続可能な発展につながるような社会を作っていきましょう。

※ESD (イーエスディー) : 持続可能な開発のための教育

※SDGs (エスディージーズ) : 持続可能な開発目標。国連で採択された「2030年までに達成すべき世界共通の17の目標」で、私たちだけではなく次の世代も幸せに暮らすための世界の行動指針



このパンフレットの内容に関連する目標



家庭ごみを屋外で燃やしてもいいの?

家庭ごみ等の野焼行為は法律で禁止されています。
例外として農業を営むためのあぜ焼きや、宗教行為による焼却などがあります。
※なお、例外とはいえ、煙等により周辺住民の生活環境等に影響を及ぼすおそれがある場合については禁止となります。



農業や宗教上の理由で野焼をされる方へのお願い

近年、農業を営むための焼却の苦情も多数寄せられています。

- 燃やす量や風向きに配慮してください。
- 洗濯物が出ていない時間帯等に行うようにしてください。
- 少量であれば、燃えるごみや尾三衛生組合に直接搬入するなどしてください。



尾三衛生組合への直接搬入について 電話 / 0561-38-2226

空地の雑草について

★困っている方へ

- 土地所有者に草刈をお願いしてみましよう。
- 地域から土地所有者に草刈をお願いしてみましよう。
- 個人や地域で解決できない場合は市にご相談ください。
現地確認後条例に基づき対応いたします。

☆土地所有者の方へ

- 雑草は、定期的かつ早めに刈り取るようにしましよう。
また雑草の放置や焼却は行わないようにしましよう。

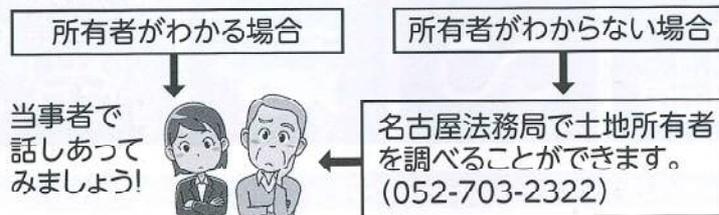


【雑草の搬入先（有料）】
尾三衛生組合東郷美化センター
電話／ 0561-38-2226

【雑草の刈り取り依頼先（有料）】
日進市シルバー人材センター
電話／ 0561-74-1758

樹木の管理について

★困っている方へ



☆民事訴訟以外に解決する方法もあります。

☆土地所有者の方へ

- 樹木の適正な管理をお願いします。敷地内の樹木が隣地等にはみ出し、落ち葉被害や事故の原因となることがあります。



民事訴訟と並ぶ紛争解決手続きの一つに民事調停（紛争の円満解決を目的）があります。

詳しくは **名古屋簡易裁判所民事調停部** 電話／ 052-203-3421

【ご注意】 樹木等の越境が原因で事故が発生した場合は、所有者の方が責任を問われることがあります。
(民法第 717 条、道路法第 43 条)

〈参 考〉 隣家の木の枝が境界線を越える場合には、木の所有者に対して、枝を切除するよう申し入れることができるとされています。(民法第 233 条1項)

※土地所有者に連絡が取れない場合は市役所にご相談ください。

産業廃棄物の小型焼却炉は使用していいの？

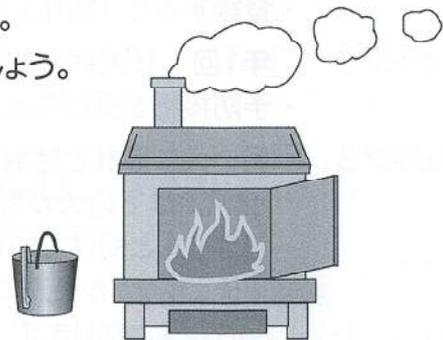
産業廃棄物の小型焼却炉を使用する場合は、法律・条例^(※)に適合したものでなければ設置・使用はできません。



適合した小型焼却炉を使用する方へのお願い

- 燃やす量や風向きに配慮してください。
- 洗濯物が出ていない時間帯等に行うようにしてください。
- 使用については近隣住民の方に配慮しながら使用しましょう。
(近隣の理解を得ることが重要です。)

※ダイオキシン類対策特別措置法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・消防法・愛知県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例



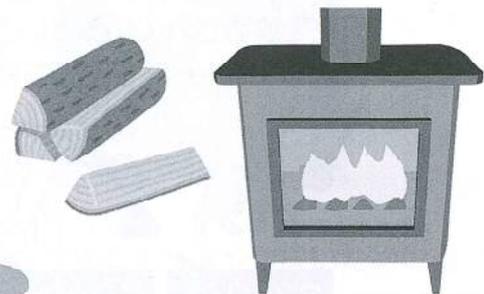
近所のまきストーブの煙が気になる

まきを燃やすと、どうしても煙や臭い、ススが発生するため、近隣住民の迷惑になる場合があります。まきストーブの使用を規制する法律はありませんが、ご利用になる方は次の点に留意するなど、快適な環境づくりと良好な近隣関係に配慮しましょう。



まきストーブ使用時のチェック事項

- まきはよく乾燥したのを使いましょう。
- 合板などを使用しないようにしましょう。
- まきの量や空気の量に気をつけましょう。
- 器具類の清掃・保守・点検はこまめに行いましょう。



犬を飼っている方へ

犬の飼い主には、狂犬病予防法で義務づけられていることがあります。
飼い主の方は、今一度確認してみましょう。



チェック1 市への登録は済んでいますか？

・登録すると「鑑札」が交付されます。

チェック2 年1回 狂犬病予防注射を受けさせていますか？

・予防接種を受けると、その証明として「注射済票」が交付されます。

チェック3 飼い犬に鑑札と注射済票をつけていますか？

・「鑑札」はその犬が登録されている犬であること、「注射済票」はその犬が注射をきちんと受けていることの証明になります。

※チェック1から3に違反すると、狂犬病予防法に基づき20万円以下の罰金の対象となります。

チェック4 門標を掲示していますか？

・注射済票を交付するときと一緒にお渡しします。
犬を飼っていることがわかりやすいように門や玄関など見えやすい場所に門標（右図）をはりましょう。



チェック5 リードをつけて散歩をしていますか？

・愛知県では「動物の愛護及び管理に関する条例」により犬の放し飼いは禁止されています。(30万円以下の罰金) 散歩の時は必ず犬にリード(引き綱・鎖等)をしましょう。

チェック6 ふんは必ず持ち帰っていますか？

・日進市では「日進市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」により、ペットのふんの放置を禁止しています。特に自己の敷地内や駐車場前等にペットのふんを放置されているという苦情を受けます。飼い主としての責任を持ち、ふんは必ず持ち帰りましょう。



チェック7 おしっこは家でさせていますか？

・においの苦情等がよくあります。基本的におしっこは家でさせるようにし、他人の敷地内などでさせないようにしましょう。

☆すべての項目にチェックが入る飼い方を心がけ、愛犬との幸せな生活をしていきましょう!

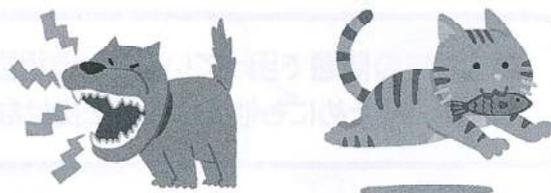
犬、猫等で困っている方へ

- ・犬のしつけ方の相談
- ・飼い主不明の犬、猫が負傷している
- ・犬・猫に関する苦情、相談など…

このようなご相談は

愛知県動物保護管理センター 電話／ 0565-58-2323

へご相談ください。



◎飼い犬が人を噛んだ! 犬に噛まれた!

この場合は必ず

愛知県動物保護管理センター 電話／ 0565-58-2323

へ連絡してください。

◎飼い犬、飼い猫が迷子になった。

早期発見のために下記の公的機関に連絡しておきましょう。

- ・愛知県動物保護管理センター 電話／ 0565-58-2323
- ・愛知警察署会計課落とし物係 電話／ 0561-39-0110
- ・日進市環境課 電話／ 0561-73-2843



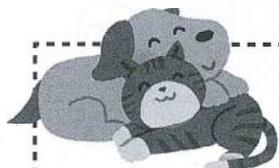
◎犬のふんで困っている!

犬のふん害防止看板を貸出(原則、1世帯につき1枚)しています。

環境課までご相談ください。



○日進市では飼い犬、飼い猫が健康的に生活でき、かつ不幸な子を増やさないために避妊、去勢をおすすめし、費用の一部助成を行っています。飼い主のいない猫についても譲渡活動をされている場合に限り、一部助成を行っています。詳しくは環境課までご相談ください。



令和元年度助成金額 犬：避妊▶5,000円、去勢▶3,000円
猫：避妊▶4,000円、去勢▶2,500円

猫に関する相談が増えています。

最近、猫の問題で困っているという相談をよく受けます。猫と幸せに暮らすためにも他人に迷惑を掛けないように注意しましょう。



1 猫を飼っている方へ

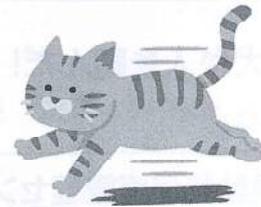
- 猫は室内飼いしましょう。
- 避妊・去勢手術をしましょう。
- 身元表示（迷子札、マイクロチップなど）をしましょう。

2 猫でお困りの方へ（侵入防止策）

猫は臭いや音に敏感で警戒する習性があります。

- 木酢液、赤とうがらし、市販の忌避剤などを敷地内にまく。
- 猫の入り込む隙間を金網や柵で埋める。

詳しくは下記、問い合わせ先にお尋ねください。



猫侵入防止装置を30日間貸出ししています。試用を希望される方は、日進市環境課へお越しください。なお、数に限りがありますので、予めご了承ください。

※猫によっては効かない場合があります。

問い合わせ先

愛知県動物保護管理センター
日進市環境課

電話 / 0565-58-2323
電話 / 0561-73-2843

単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の違いってなに？

現在、家庭で使用されている浄化槽には合併処理浄化槽と単独処理浄化槽があります。このうち単独処理浄化槽はトイレから流されるし尿（大便と尿）の処理しかできないため、生活雑排水（台所、お風呂、洗濯等の排水）をたれ流しにして、川や海を汚してしまいます。家庭で使う浄化槽は、生活雑排水も処理できる合併処理浄化槽が最適です。環境を守るためにもできるだけ早い付け替えが必要です。



単独処理
浄化槽



トイレの排水のみ浄化します。

合併処理
浄化槽



トイレと生活雑排水が浄化されます。

合併処理浄化槽への付け替えに補助金を交付しています!

日進市では、単独処理浄化槽やし尿くみ取り便所を使用されている方が、小型合併処理浄化槽へ付け替えをする場合に補助金を交付しています。(ただし、補助要件を満たし、着工前の事前申請をしていただいた場合に限りです。)
※新築および増改築工事に伴う付け替えは対象外です。



次の世代へきれいな川や海を残すためにも、この制度をご利用いただき、単独処理浄化槽などからの付け替えにご協力ください。

----- 補助金額 (補助限度額) -----

5人槽 ▶ 332,000円

7人槽 ▶ 414,000円

10人槽 ▶ 548,000円

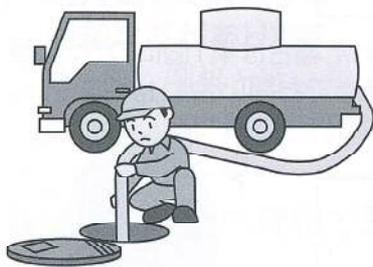
浄化槽って維持管理が必要なの?

浄化槽の設置者には浄化槽法によって維持管理が義務づけられています。適正に管理していただき、安心、安全な水環境を守っていきましょう。



1 清掃

清掃を委託する場合は、市の許可を受けた業者に委託してください。(年1回以上)

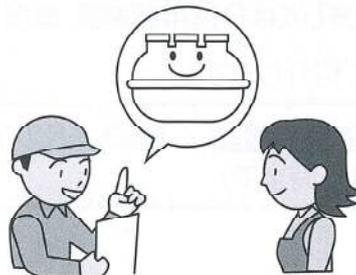


トヨタ衛生保繕 (株)
電話 / 0561-74-5511

日の出衛生保繕 (株)
電話 / 0561-72-0450

2 保守点検

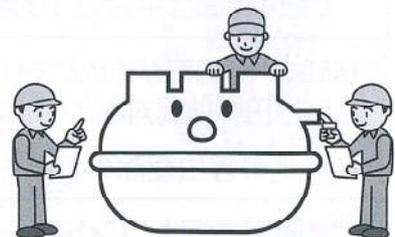
定められた期間 (浄化槽の処理方式により異なります) ごとに点検が必要です。愛知県の許可を受けた業者に依頼することができます。



尾張県民事務所環境保全課
電話 / 052-961-7255

3 法定検査

(一社) 愛知県浄化槽協会の法定検査を年1回受ける必要があります。



(一社) 愛知県浄化槽協会
電話 / 052-481-7160

弱っている野鳥、野獣を見つけたら

野生の生き物は自然のままにしておいてください。

野生の生き物は、たとえケガや病気で弱っていても、かわいそうに思うかもしれませんが、自然の中での出来事は見守り、「自然のままに」しておくことが原則です。特に、獣類は人への感染症を持っていたり、人に危害を加える可能性がありますので、見つけても触らないでください。

※希少な野生動植物は、絶滅を防ぐため愛知県が保護していますので、尾張県民事務所環境保全課（電話 052-961-7255）までお問い合わせください。



◎ヒナは拾わないで。

ヒナの巣立ちの頃は、世話をしている親鳥が近くで見守っていて、人間がいなくなるのを待っています。人に育てられたヒナは、自然の中で生きていくことが非常に難しくなりますので、決して「拾わないで」ください。もし、拾ってきた場合は、親鳥が探していますので、なるべく早く元の場所に戻してください。

※自動車や他の動物が心配であれば、近くの安全な場所に移してください。

※詳しくは、愛知県ホームページ「傷ついた鳥やヒナを見つけた方へ」をご覧ください。

ハチやその他の害虫について

私有地内の害虫の駆除は市では行っておりません。ご自身で行っていただくか、下記専門業者（有料）へ依頼し駆除してください。

☆ハチ駆除の相談先をご紹介します。

- ・ 牧養蜂 電話 / 0561-72-1889
- ・ 愛知県ペストコントロール協会 電話 / 052-452-7122
(受付時間は平日の 10 時～16 時まで)

☆駆除すべき場所が市内にあり、業者によるスズメバチの巣の駆除をされた場合は巣1個につき、上限 2,000 円の助成対象となります。詳しくは日進市環境課 環境保全係までお問い合わせください。

☆その他の害虫駆除の相談先をご紹介します。

- ・ 愛知県ペストコントロール協会 電話 / 052-452-7122
(受付時間は平日の 10 時～16 時まで)



問
い
合
わ
せ
先

日進市 市民生活部 環境課 環境保全係 〒470-0192 愛知県日進市蟹甲町池下 268 番地

TEL 0561-73-2843 (ダイヤルイン) ホームページ <http://www.city.nisshin.lg.jp/>

Fax 0561-72-4603 E-mail kankyo@city.nisshin.lg.jp

令和元年 11 月発行